

【運転・定検状況（区分 ）】

平成 18 年 1 月 20 日

1・2号機放水口サンプリング建屋（非管理区域）でのけが人の発生について

東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

1月19日午前11時10分頃、1・2号機放水口サンプリング建屋（非管理区域）において、サンプリングラック（試料採取装置）の架台の解体作業をしていた作業員が、使用していた掘削機の先端を右足の指間に接触させたため、作業終了後に病院へ向かいました。診察の結果、右足の指間部の挫創と診断されております。

以上

本件は「不適合事象の公表基準」に従い、区分 の事象として、発生した不適合事象を翌営業日に取りまとめて公表しているものです。
（不適合事象の公表基準：<http://www.tepco.co.jp/kk-np/nuclear/pdf/kijyun.pdf>）